

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（拡充）

【平成21年度概算決定額 34,915（30,546）百万円】

対策のポイント

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進するため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援。特に関連施策との連携による効果的取組を重点的に推進

- ・農山漁村地域への二地域居住については、都市住民の38%が願望を持っており、年齢別では団塊の世代を含む50歳代が46%と最も高い。
- ・農山漁村への定住については、都市住民の21%が願望を持っており、年齢別では20歳代、50歳代が3割と高い。

（都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査（H17年11月調査、内閣府政府広報室））

政策目標

全国の市町村の過半（1,000以上）で居住者、滞在者の増加につながる農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成19～23年度）

<交付金の特徴>

- ・農・林・水の縦割りなく施設等の整備が可能。
- ・窓口のワンストップ化による手続き事務の簡略化。
- ・対象施設間の予算流用や年度間融通による地域の実情に合わせた整備が可能。
- ・国が提示するメニューだけでなく、地域が提案するメニューも支援。
- ・都道府県又は市町村への助成。

<内容>

1. 農山漁村活性化に資する基礎づくり

農山漁村における生産基盤や生産機械施設等の整備を支援します。21年度は、（1）耕作放棄地解消のため、①交換分合と一体的に耕作放棄地の復元を行うことにより、地域の効率的な農用地利用を図るための支援の拡充、②基盤整備を契機に解消された耕作放棄地を担い手が面的に集積する場合には、基盤整備と一体的に関連支援策を実施できるように支援の拡充、（2）食料供給力の確保・強化を図るため、米粉用や飼料用といった新たな米利用に係る施設整備の拡充、（3）実需者と連携した農産物の安定供給の取組についての支援内容を拡充します。

2. 定住環境の整備

農山漁村における情報通信基盤施設や簡易給排水施設等、生活環境の整備を支援します。21年度は、情報通信基盤の整備において、事業実施主体が合併市町村・一部事務組合の場合、または対象地域が5法指定地域（離島地域、振興山村地域、過疎地域、半島地域、特定農山村地域）及び沖縄の場合の支援内容を拡充します。

3. 地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる交流・体験施設等の整備を支援します。

<交付先等>

1. 交付先 都道府県、市町村
2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農林漁業者等の組織する団体等
3. 交付率 定額（定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3（沖縄県1/2、2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10））

【担当】農村振興局農村整備官

白山、戸嶋（03）3501-0814（直）